号外第四十五号

令和二年

曜

 \exists

水

十一月十八日

条例のあらまし

条

例

目

次

 \bigcirc 山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第五十一号)(食糧花き水産課)

1 ととした。 漁業法の一部改正に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定の整理を行うこ

2 この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の 施行の日(令和二年十二月一日)から施行することとした。

例

条

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県条例第五十一号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

共有認可申請手数料」に改め、同表五十の項中「第二十二条第一項」を「第七十六条第 表四十九の項中「第十四条第四項」を「第七十二条第六項」に、「漁業権の」を「団体 漁業権(区画漁業権に限る。)の」に、「漁業権共有認可申請手数料」を「団体漁業権 定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定申請手数料」に改め、同表 「漁業の免許」に、「漁業権免許申請手数料」を「漁業の免許申請手数料」に改め、同 「基づく区画漁業権」を「基づく個別漁業権」に、「区画漁業権を目的とする抵当権設 項」に改め、同表五十一の項中「第二十四条第二項」を「第七十八条第二項」に、 別表第二の四十八の項中「第十条」を「第六十九条第一項」に、「漁業権の免許」を 山梨県手数料条例(平成十二年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

> を「第八十八条第一項(同条第五項」に改める。 権移転認可申請手数料」に改め、同表五十三の項中「第三十六条第一項 画漁業権の」を「個別漁業権の」に、 五十二の項中「第二十六条第一項ただし書」を「第七十九条第一項ただし書」に、 「区画漁業権移転認可申請手数料」 (同条第四項) を「個別漁業

行の日(令和二年十二月一日)から施行する。 この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施

公 報 号 外 第四十五号 令和二年十一月十八日

Ш

梨

県

発行者	山梨
山梨県	山梨県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	外 第四十五号
<u>六</u> 番一号	令和二年十一月十八日
印刷所	千八日
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
マハ番	